

2024

高齢者に対する保健福祉施策一覧表

(令和6年10月1日現在)

◆明石市	高齢者総合支援室	高年福祉担当<いきいき係>	(918) 5166	明石市中崎1丁目5番1号	(本庁舎2階)	FAX (918) 5133
	//	高年福祉担当<高年福祉係>	(918) 5288	//	(本庁舎2階)	FAX (918) 5106
	//	介護認定担当	(918) 5091	//	(本庁舎2階)	FAX (919) 4060
	地域共生社会室	地域総合支援担当	(918) 5289	//	(本庁舎1階)	FAX (918) 5049
	//	共生社会づくり担当	(918) 5292	//	(本庁舎1階)	FAX (918) 5049
	福祉政策室	施設人材育成課	(918) 5262	//	(本庁舎1階)	FAX (918) 5294
	生活支援室	障害福祉課	(918) 1344	//	(本庁舎1階)	FAX (918) 5244
	市民生活室	長寿医療課<後期高齢者保険係>	(918) 5165	//	(本庁舎2階)	FAX (918) 5105
	//	長寿医療課<高齢者医療係>	(918) 5026	//	(本庁舎2階)	FAX (918) 5105
	あかし保健所	健康推進課	(918) 5657	明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7		
	//	相談支援課	(918) 5669	//	(あかし保健所3階)	FAX (918) 5440
	//	保健予防課<疾病予防係>	(918) 5668	//	(あかし保健所4階)	FAX (918) 5584
◆明石市社会福祉協議会			(924) 9105	明石市貴崎1丁目5-13	(明石市立総合福祉センター)	FAX (924) 9109

《地域における相談窓口》

●地域総合支援センター

・高齢者や障害者、子どもなど、生活上の困難を抱える状態にある市民に対する相談支援や高齢者のつどいの場づくりなどの介護予防の取組みの支援、成年後見制度の利用促進等の権利擁護に関する相談支援を実施しています。また、要支援認定を受けた人等に対する介護予防サービスの調整や地域住民同士の支え合い体制の構築、要介護等認定申請の受付なども行っています。

名称	担当地域	所在地	☎
あさぎり・おおくら総合支援センター	朝霧、大蔵中学校区	明石市松が丘5丁目7-22 あさぎり福祉センター内	915-0091
きんじょう・きぬがわ総合支援センター	錦城、衣川中学校区	明石市相生町2丁目5-15 明石市役所北庁舎(旧保健センター)内	915-2631
にしあかし総合支援センター	望海、野々池中学校区	明石市貴崎1丁目5-13 市立総合福祉センター内	924-9113
おおくぼ総合支援センター	大久保、大久保北、江井島、高丘中学校区	明石市大久保町八木743-33 市立夜間休日応急診療所内	934-8986
うおずみ総合支援センター	魚住、魚住東中学校区	明石市魚住町西岡500-1 魚住市民センター内	948-5081
ふたみ総合支援センター	二見中学校区	明石市二見町東二見1836-1 ふれあいプラザあかし西内	945-3170

《夜間・休日の緊急相談専用電話》 924-4567

■総合相談窓口

- ① 後見、権利擁護に関する相談と支援
- ② 後見制度の広報・啓発、ネットワークづくり
- ③ 市民後見人の養成と活動支援
- ④ 後見基金の運用や日常生活自立支援事業の実施
- ⑤ 終活に関する相談と支援

名称	担当地域	所在地	☎
明石市後見支援センター	市内全域	明石市貴崎1丁目5-13 市立総合福祉センター内	924-9151

- ⑥ 障がいのある方の生活に関する相談
- ⑦ 障がいのある方への虐待に関する通報や届け出の受理

名称	担当地域	所在地	☎
明石市基幹相談支援センター 兼 障害者虐待防止センター「ほっと」	市内全域	明石市貴崎1丁目5-13 市立総合福祉センター内	(基幹相談) 924-9155 (虐待通報) 924-9156

■認知症に関する相談窓口

名称	担当地域	所在地	☎
認知症相談ダイヤル	市内全域	明石市貴崎1丁目5-13 市立総合福祉センター内	926-2200
あさぎり・おおくら総合支援センター	朝霧、大蔵中学校区	明石市松が丘5丁目7-22 あさぎり福祉センター内	915-0091
きんじょう・きぬがわ総合支援センター	錦城、衣川中学校区	明石市相生町2丁目5-15 明石市役所北庁舎(旧保健センター)内	915-2631
にしあかし総合支援センター	望海、野々池中学校区	明石市貴崎1丁目5-13 市立総合福祉センター内	924-9113
おおくぼ総合支援センター	大久保、大久保北、 江井島、高丘中学校区	明石市大久保町八木743-33 市立夜間休日応急診療所内	934-8986
うおずみ総合支援センター	魚住、魚住東中学校区	明石市魚住町西岡500-1 魚住市民センター内	948-5081
ふたみ総合支援センター	二見中学校区	明石市二見町東二見1836-1 ふれあいプラザあかし西内	945-3170

高齢者全般

事業名	内容	対象者及び要件	窓口
高齢者パスポートの交付 (シニアいきいきパスポート)	公共施設の利用割引等や協賛店舗での特典が受けられるカード「シニアいきいきパスポート」を交付します。	65歳以上の方 (65歳の誕生月の前月に送付。転入者は転入日の翌月までに送付)	高齢者総合支援室 < 高年福祉担当 > いきいき係
市内公衆浴場等の割引	高齢者の健康増進と外出促進、地域とのふれあいを図るため、毎週木曜日に市内の公衆浴場等を1回 230 円の自己負担又は100 円割引を実施します。	65歳以上の方 (入場時にシニアいきいきパスポートの提示が必要)	
敬老優待乗車券の交付	市内移動の利便性を図るため、敬老優待乗車券を交付します。 ①・②をセットで交付 ① バス共通寿優待乗車証 ② 寿タクシー利用券 ※他の制度との併用はできません。	① バス共通寿優待乗車証 市内在住で70歳以上の方 ② 寿タクシー利用券 1月1日から引き続き市内在住で 4月1日現在70歳以上の方	
はり・きゅう・マッサージ 施術費の助成	高齢者の健康の保持増進に寄与するため、保険診療以外のはり・きゅう・マッサージ施術を受けたとき、1回につき 1,000 円(1人4回まで)を助成します。	1月1日から引き続き市内在住で 4月1日現在75歳以上の方	
敬老会開催の補助	75歳以上の高齢者を会場に招き、長寿を祝福するために開催する催しである敬老会に対し、補助金を交付します。	校区(地区)連合自治会等	
敬老見守り訪問	9月に見守り訪問を行う際、敬老祝い金を贈り長寿を祝福します。 (77歳(喜寿)5,000 円・88歳(米寿)10,000 円・100歳(百寿)30,000 円)	77歳・88歳・100歳の方 (9月15日が基準・7月31日現在市内在住の方)	
長寿写真の贈呈	80歳に達する年に長寿を祝福する記念として、希望者に撮影した写真を贈呈します。	80歳の方 (当該年に80歳に達する方)	
高年クラブ	高年クラブは、地域の高齢者が教養の向上、健康の増進、レクリエーション活動を通して、高齢期の生活を健全で豊かなものにするため、自主的につくられた会員組織の団体です。	10人以上の市民で構成される高年クラブ(概ね60歳以上)	

ひとり暮らし・ねたきり・認知症高齢者等

※ひとり暮らし高齢者等のサービス利用に際しては、事前に登録が必要な場合があります。

事業名	内容	対象者及び要件	窓口
高齢者の短期入所 (養護老人ホーム)	社会適応が困難な高齢者を養護老人ホームに短期入所し、生活習慣等の指導を受けることができます。	65歳以上の虚弱高齢者で必要と認められる方	高齢者総合支援室 <高年福祉担当> 高年福祉係
高齢者の日常生活用具の 給付	火災の予防の配慮が必要なねたきり、認知症等のひとり暮らし高齢者等に、電磁調理器、火災警報器、自動消火器を給付します。	65歳以上の要介護認定「要介護1～5」のひとり暮らしの方等 (市民税非課税世帯)	
介護用品の支給	在宅ねたきり高齢者等に介護用品(紙おむつ等)を現物支給します。(上限 8,000 円/月)	要介護認定「要介護3～5」の方を介護する家族(介護者及び要介護者世帯が市民税非課税世帯)	
福祉電話の貸与	ひとり暮らし高齢者の安否確認及び緊急時の連絡のため、電話のない方に対し、電話機の貸与及び設置工事費の助成を行います。	65歳以上のひとり暮らしの方で、電話(携帯電話を含む)を有さず、近隣に扶養義務者がいない人。(所得税非課税世帯)	
緊急通報発信装置の貸与 (安心コール)	ひとり暮らし高齢者等の緊急事態に対応するため、希望者に緊急通報発信装置(安心コール)を貸与します。利用希望者は近隣協力員2名の確保、固定電話もしくは携帯電話を保有している必要があります。	①65歳以上のひとり暮らしの方 ②常時介護を必要とする高齢者又は認知症高齢者がいる高齢者2人世帯 ③ひとり暮らしの重度身体障害者(身体障害者手帳1級又は2級)	
高齢者等住宅改造費助成	歩行、入浴等に介助が必要な高齢者及び障がい者が居住する住宅を改造する場合、改造費を助成します。(事前申請のこと)	要介護認定「要支援1～要介護5」の高齢者等(生計中心者の所得に応じ費用負担及び所得制限あり。対象住宅に条件あり)	
居場所検索用端末機の 貸与	行方不明のおそれのある認知症高齢者を介護している家族に居場所検索用端末機を貸与し、認知症高齢者の居場所の早期発見を図ります。	65歳以上の認知症高齢者を介護する家族	

ひとり暮らし・ねたきり・認知症高齢者等

※ひとり暮らし高齢者等のサービス利用に際しては、事前に登録が必要な場合があります。

事業名	内容	対象者及び要件	窓口	
認知症診断費等助成事業(早期支援事業)	認知症チェックシートの提出により図書カードを送付し、認知症の疑いがある方へ診断費用を助成します。さらに、認知症と診断された場合は、居場所検索用端末機(GPS)の基本料金(1年間分)、又はタクシー券(6,000円分)を助成します。自動車運転免許更新時等に医師の診断が必要となった場合(第1分類認定)、及び若年性認知症と診断された65歳未満の方も同様に診断費用を助成します。	認知症と診断されていない 65歳以上の方	高齢者総合支援室 <高年福祉担当> 高年福祉係	
認知症あんしんプロジェクト事業	認知症と診断され、在宅で生活されている方に認知症サポート給付金(20,000円)を支給します。また、「あかしオレンジ手帳」及び「あんしんチケット(3つの無料券)」も交付します。	年齢に関係なく認知症と診断され、在宅で生活されている方 ※施設(特別養護老人ホームやグループホーム、サービス付高齢者住宅等)入所の方は非該当 ※過去にこの事業を利用していない方のみ		
認知症家族会・あった会	認知症高齢者を介護している家族や介護経験者等が集い、介護体験の交流を行い、互いに励ましあうとともに助言や情報の提供を行います。 原則、第2金曜日 13:30~15:30	認知症高齢者の介護者 (認知症高齢者本人も出席可。事前に電話連絡が必要)		
若年性認知症家族会ひまわり	若年性認知症の方とその家族が集い、家族同士の情報交換等を行います。 原則 第1火曜日10:30~12:00	若年性認知症の方及び若年性認知症の疑いのある方とその家族		社会福祉協議会 認知症相談ダイヤル TEL(926)2200
認知症カフェ	認知症の人及びその家族並びに地域住民等が気軽に集い、専門家の助言を得ながら、認知症状の予防及び早期発見、相互交流、情報交換等を行います。	認知症の方やそのご家族、認知症に関心のある地域住民等		地域共生社会室 <共生社会づくり担当> TEL(918)5292

ひとり暮らし・ねたきり・認知症高齢者等

※ひとり暮らし高齢者等のサービス利用に際しては、事前に登録が必要な場合があります。

事業名	内容	対象者及び要件	窓口
補聴器購入費の助成	難聴により生活に支障が生じている高齢者に新たな補聴器の購入にかかる費用の一部(上限 20,000 円)を助成します。	①65歳以上の方 ②聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方 ③耳鼻咽喉科の医師から補聴器の必要性を認める証明を受けた方	
家族介護手当	在宅の介護を要する高齢者の介護者に手当を支給します。 年額 100,000 円(要件確定後に支給)	65歳以上の要介護認定「要介護4・5」の方で介護保険のサービス等を過去1年間受けていない方の介護者(介護者及び要介護者世帯が市民税非課税世帯)	高齢者総合支援室 < 高年福祉担当 > 高年福祉係
安否確認事業 (地域見守りあんしんプロジェクト)	ひとり暮らしの高齢者の安否確認と健康増進を図るため、見守りサポーター(社会福祉協議会の職員)が家庭訪問し、飲料を手渡して配付します。(月1回訪問)	75歳以上のひとり暮らしの方(近隣に1親等以内の親族がいない方)	
特別障害者手当	寝たきりや重度の認知症の方など、在宅で常時特別の介護を必要とする方を対象に月額 28,840 円の手当を支給します。	・指定の医師診断書で審査 ・本人、家族の所得要件あり	障害福祉課 TEL(918)1344
友愛訪問	ひとり暮らしの孤独感を和らげるため、民生児童委員が対象者宅へ随時訪問し、社会参加を促し各種相談等に応じます。	65歳以上のひとり暮らしの方等	地域の民生児童委員
要援護者見守りSOS ネットワーク事業	要援護者として登録している高齢者や障がい者等が、外出中に行方が分からなくなった際に、SOSネットワーク協力者(福祉サービス従事者や民生児童委員等)に検索メールを送信することで早期発見の一助とします。	外出中に道に迷うなどのおそれのある高齢者等	
車いすの貸出し	社会福祉協議会(総合福祉センター内)や地域の貸出拠点(自治会館やコミュニティ・センターの一部など)において無料で車いすの貸出しを行います。(地域の貸出拠点は社会福祉協議会のホームページに掲載)	車いすが一時的に必要な市民(介護保険制度で車いすレンタルの対象となる方で、かつ常時車いすの利用を必要とする方を除く。ただし、短期間の貸出しは可)	社会福祉協議会 TEL(924)9105

ひとり暮らし・ねたきり・認知症高齢者等

※ひとり暮らし高齢者等のサービス利用に際しては、事前に登録が必要な場合があります。

事業名	内容	対象者及び要件	窓口
要介護者ごみ戸別収集 (ふれあい収集)	地域や身近な人、親族等によるごみ出しの協力が得られないひとり暮らしの方等で、自らごみを持ち出すことが困難な高齢者や障害者を対象に、面談・審査のうえ決定後、ごみの戸別収集を行います。	・65歳以上の要介護認定「要介護2」以上で、介護保険のホームヘルプサービスを受けている方 ・その他上記に相当する方	収集事業課 TEL(918)5780
水道料金・下水道使用料の減免	ひとり暮らし高齢者の水道料金・下水道使用料の基本料金を半額減免します。(水道料金お客様センターへ申請が必要)	4月1日現在、65歳以上のひとり暮らしの方(使用場所と住民票が一致する方(同一住所世帯分離不可)、所得制限あり、生活保護もしくは中国残留邦人等の支援給付を受けていない方)	水道料金お客様センター TEL(915)0270
通院支援タクシー利用券の交付	一般の公共交通機関を利用することが困難な要介護状態の在宅高齢者に対して、通院用のタクシー利用券を交付します。(他の制度との併用は不可)	一般の公共交通機関を利用することが困難な65歳以上の要介護認定「要介護1以上」の在宅高齢者	高齢者総合支援室 <高年福祉担当> いきいき係
みんなの給食	月に1回程度、中学校区コミュニティ・センターで昼食(中学校給食)を提供します。(1回・400円)	65歳以上の方	
ふれあい会食	会食会場に集い、昼食をともにすることで、地域住民との交流を図り、高齢者の孤食と閉じこもりを予防します。 (月2回・1食 400円)	65歳以上のひとり暮らしの方又は夫婦の一方が虚弱の状態にある65歳以上の高齢者世帯に属する方等	地域共生社会室 <共生社会づくり担当> TEL(918)5292

高齢者福祉施設

施設の種類	内容	対象者及び要件	窓口
養護老人ホーム	環境上の理由及び経済上の理由により、家庭で養護を受けることが困難な高齢者が入所できます。	65歳以上の方(所得制限あり)	高齢者総合支援室 < 高年福祉担当 >
ケアハウス (軽費老人ホーム)	自炊ができない程度に身体機能が低下し、独立して生活するのに不安が認められ、家族による援助が困難な方が入所できます。	60歳以上の方 (自立生活が可能の方)	各ケアハウス
特別養護老人ホーム	常に介護が必要で、自宅での生活が難しいねたきりや認知症の高齢者が入所できます。	原則、要介護認定「要介護3～5」の方 (「要介護1・2」の方は、一定の条件にあてはまれば可能)	各特別養護老人ホーム
老人保健施設	病状が安定し、リハビリテーションに重点を置いた支援が必要な高齢者でリハビリテーションや介護の必要な方が入所できます。	要介護認定「要介護1～5」の方	各老人保健施設
グループホーム	認知症の高齢者が、共同で生活できる住居で、食事や入浴などの介護・機能訓練を受けることができます。	要介護認定「要支援2～要介護5」の認知症高齢者	各グループホーム
小規模多機能型 居宅介護	小規模な住居型の施設で通いを中心としながら、訪問、短期間の宿泊などを組合せて食事、入浴等の介護を受けられます。	要介護認定「要支援1～要介護5」の方	各小規模多機能型 居宅介護施設
看護小規模多機能型 居宅介護	状況に応じて、小規模な住居型の施設への通い、訪問(介護と看護)、施設に泊まるサービスが柔軟に受けられます。	要介護認定「要介護1～要介護5」の方	各看護小規模多機能型 居宅介護施設
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	24時間、定期的な訪問に加え、コールを押せばホームヘルパーや看護師が通話対応し、必要であれば随時訪問を受けられます。従来の訪問サービスとは異なり、料金は1か月の定額制です。	要介護認定「要介護1～要介護5」の方	各定期巡回・随時対応型 訪問介護看護施設
夜間対応型訪問介護	夜間に定期的な訪問で介護を受けられる定期巡回と、緊急時など利用者が希望するときに介護を受けられる随時対応のサービスを受けることができます。従来の訪問サービスとは異なり、料金は1か月の定額制です。	要介護認定「要介護1～要介護5」の方	各夜間対応型訪問 介護

高齢者福祉施設

施設の種類	内 容	対象者及び要件	窓 口
介護付有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護)	介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。	対象者及び要件は有料老人ホームによって様々ですので、各有料老人ホームにお問い合わせください。	各有料老人ホーム
住宅型有料老人ホーム	生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら当該有料老人ホームの居室での生活を継続することが可能です。		
サービス付き 高齢者向け住宅	安否確認・生活相談サービスの提供を行う高齢者向けの賃貸住宅として登録されたものです。	各サービス付き高齢者向け住宅にお問い合わせください。	各サービス付き 高齢者向け住宅

養護老人ホーム

施設の種類	施設名	定員	所在地	電 話
養護老人ホーム	高岡園	70名	大久保町大窪2603-208	934-5018
	明石愛老園	100名	魚住町錦が丘2-6-8	946-2252

ケアハウス

施設の種類	施設名	定員	所在地	電 話
ケアハウス (軽費老人ホーム)	ケアハウス恵泉	82名	大久保町大窪2818	938-2200
	第2ケアハウス恵泉	100名	大久保町大窪2818	938-2600
	清華苑シルバーライフ	36名	大久保町大窪3104-1	934-0600

特別養護老人ホーム

施設の種類	施設名	定員	所在地	電話
特別養護老人ホーム	明石愛老園	70名	魚住町清水3208	949-0920
	清華苑	100名	大久保町大窪3104-1	934-0800
	恵泉	90名	大久保町大窪3101-2	936-8160
	恵泉第2	85名	大久保町大窪2813	938-6933
	恵泉第3	80名	大久保町大窪2820	934-9111
	ウエルフェア・グランデ明石	110名	北王子町13-41	929-2630
	友愛園	50名	大久保町大窪2603-550	934-5028
	ペーパームーン	50名	二見町西二見1601-1	945-0701
	明石ラガール	50名	林崎町3丁目542-37	923-9230
	プライム江井ヶ島	70名	大久保町江井島1693-2	937-1255
	うおずみ	70名	魚住町金ヶ崎1609-9	948-3020
	スプリングテラス明舞	80名	松が丘4丁目1-43	911-5151
	松が丘すみれ園	80名	松が丘北町1074-1	915-0027
	明石二見ラガール	90名	二見町西二見685-8	942-9420
彩葉	80名	大久保町大窪2603-205	934-5058	

特別養護老人ホーム(地域密着型)

施設の種類	施設名	定員	所在地	電話
特別養護老人ホーム(地域密着型)	特別養護老人ホーム錦が丘	29名	魚住町錦が丘2-6-8	946-1007
	フィジオ大久保ケアホーム	29名	大久保町大窪1533-1	937-2226
	パール	29名	魚住町西岡616-1	947-9831

老人保健施設

施設の種類	施設名	定員	所在地	電話
老人保健施設	あさぎりむつみ荘	60名	朝霧台1120-4	911-0623
	ライフ明海	100名	藤江201	925-2005
	恵泉・一般棟	86名	大久保町大窪3101-1	936-8003
	恵泉・認知症棟	100名	大久保町大窪3101-1	936-8003
	清華苑養力センター	100名	大久保町大窪3107-5	934-0070
	エスポール遙	50名	魚住町清水2183	944-3377
	希望	100名	魚住町清水2744-30	944-1511

グループホーム

施設の種類	施設名	定員	所在地	電話
グループホーム	恵泉	18名	大久保町大窪2813	938-6988
	ライフ明海	9名	藤江205-3	925-2005
	ブーフーウー	18名	二見町西二見1606	945-0701
	清華苑	18名	大久保町江井島1648-5	937-8470
	ハートケア明石	12名	上ノ丸2-6-31	917-8678
	ふれあい明石	18名	松江75-2	928-3007
	大蔵の里	18名	大蔵中町21-7	914-2444
	カサブランカ八木	18名	大久保町八木642-6	937-1201
	CHIAKIほおずき明石西	9名	二見町東二見574-8	943-4322
	グループホーム 千歳 大久保	18名	大久保町八木654-3	935-6789
	カサブランカ魚住	9名	魚住町中尾221-1	946-1800
	清華苑ポートピア	18名	大久保町大窪544-1	934-3800
	まんてん堂あかし衣川	18名	田町2-1-17	926-0831

グループホーム

施設の種類	施設名	定員	所在地	電話
グループホーム	朝霧	18名	朝霧北町3777-87	920-9962
	ブリランテ明石	18名	北王子町13-41	929-2630
	まんてん堂あかし魚住東	18名	魚住町錦が丘3-4-13	946-8771
	まんてん堂あかし野々池	18名	小久保1-9-7	927-1809
	カサブランカ江井島	18名	大久保町江井島209-1	948-5111
	ハートアルファ明石	18名	松江92	923-5337
	愛の家グループホーム 明石大久保町茜	18名	大久保町茜3-11-1	937-1680
	前田ファミリーホーム	12名	大久保町森田132-5	936-9234
	明石グループホーム ラガール	18名	林崎町3-553-7	923-9250
	グループホーム ふれあい大久保南	18名	大久保町大久保町 905-1	934-5177
グループホーム スリール明石西新町	18名	田町2-6-27	962-6371	

小規模多機能型居宅介護

施設の種類	施設名	定員	所在地	電話
小規模多機能型居宅介護	カサブランカ魚住	通い 18名 宿泊 9名	魚住町中尾221-1	946-1800
	大久保苑	通い 18名 宿泊 9名	大久保町大窪544-1	934-6400
	まんてん堂あかし衣川	通い 15名 宿泊 9名	田町2-1-16	926-0831
	朝霧	通い 15名 宿泊 7名	朝霧北町3777-87	919-6888
	まんてん堂あかし野々池	通い 17名 宿泊 9名	小久保1-9-7	927-1808
	ゆとり庵魚住	通い 18名 宿泊 9名	魚住町西岡2142	944-0707
	明石小規模多機能ラガール	通い 18名 宿泊 9名	林崎町3-553-7	923-9240

小規模多機能型居宅介護

施設の種類	施設名	定員	所在地	電話
小規模多機能型居宅介護	カサブランカ江井島	通い 18名 宿泊 9名	大久保町江井島209-1	948-5111
	明石二見小規模多機能ラガール	通い 15名 宿泊 9名	二見町西二見685-8	920-9292
	パール明石	通い 18名 宿泊 8名	魚住町西岡842-4	948-5936

看護小規模多機能型居宅介護

施設の種類	施設名	定員	所在地	電話
看護小規模多機能型 居宅介護	かえりえ西明石	通い 18名 宿泊 9名	野々上2-6-17	050-1753-1622
	ゆとり庵大久保	通い 18名 宿泊 9名	大久保町西脇字谷田519	936-8080
	ミライズ	通い 18名 宿泊 7名	大久保町大窪1375-1	936-8667
	ステディホームリハ・リハ	通い 13名 宿泊 7名	大久保町茜3-15-4	937-1537
	よつは	通い 18名 宿泊 9名	魚住町住吉1-7-10	947-4280

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

施設の種類	施設名	所在地	電話
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	やさしい手と坂定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所	和坂1-15-38	050-1753-4356
	それいゆ定期巡回・随時対応型 訪問介護看護朝霧	相生町2丁目 6-5 38 ヤングビル 601	915-1233
	明石仁十病院ホームヘルプステーション	魚住町清水1628-1 清水の家・仁十内	941-2670
	カサブランカ定期巡回訪問介護ステーション	魚住町住吉4-4-3	944-5888
	スピケア24つむぎ二見町	二見町西二見1268-1 ラフェスタ二見501	940-9337
	定期巡回ステーションずっといえ	大久保町大久保町165-27 オーセンティック大久保103	939-6207

有料老人ホーム

施設の種類	施設名	定員	所在地	電話
介護付有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護)	モア・アビタシオン明石	149名	大久保町八木486	934-1010
	サンライズ朝霧	35名	大蔵谷奥1-5	911-6581
	フリージア	30名	大蔵八幡町4-35	911-1165
	はるかの郷	18名	魚住町清水2183	942-6668
住宅型有料老人ホーム	藍の郷	17名	野々上1-12-21	926-0916
	さんよう明石	38名	太寺大野町2694-1	939-4120
	サエラ西明石※	32名	野々上3-13-3	915-8118

※は、明石市有料老人ホーム設置運営指導指針で定める「既存建築物等の活用の場合等の特例」適用施設です。

サービス付き高齢者向け住宅

施設の種類	施設名	住宅戸数	所在地	電話
サービス付き 高齢者向け住宅 (特定施設入居者生活介護)	ハートライフ大久保南	27戸	大久保町大久保町1315	937-7071
	あいらの杜 朝霧	55戸	東朝霧丘33-5	915-0278
	ふぁーみんの里明石	72戸	二見町東二見251-1	942-0555
	プレザンメゾン明石魚住	55戸	魚住町西岡1312-1	947-4621
	チャーム明石大久保駅前	80戸	大久保町ゆりのき通1-4-1	934-0868
	さわやか あかしの里	50戸	二見町東二見1159-6	330-5423
	チャーム明石西二見	69戸	二見町西二見駅前4丁目38-2	949-2630
サービス付き 高齢者向け住宅	オリーブの庭 大久保	29戸	大久保町大窪字上神田672-1	937-0122
	二見の家	29戸	二見町西二見駅前2-56	949-5001
	グランドファミリア谷八木	50戸	大久保町谷八木1250	934-7015

サービス付き高齢者向け住宅

施設の種類	施設名	住宅戸数	所在地	電話
サービス付き 高齢者向け住宅	夕映えの里	32戸	大久保町大窪1379-1	934-7171
	やさしい手シニアリビング やさしえ西明石	28戸	和坂1-15-38	050-1753-4263
	恵泉きずな	30戸	魚住町西岡370-9	948-2778
	清水の家・仁十	50戸	魚住町清水1628-1	941-2670
	おおくぼの里	36戸	大久保町大窪1976-1	934-3737
	エバーグリーン	28戸	魚住町金ヶ崎298-1	937-0391
	藤の家	43戸	二見町西二見字中池ノ下653-3	943-7773
	リハリリビング明石西	36戸	大久保町茜3-15-4	937-1516
	やさしい手シニアリビング やさしえ明石・大久保	39戸	大久保町大窪606-1	050-1753-4287
	あけの	36戸	魚住町長坂寺字ツエ池1006-3他	947-0550
	シルバーハウス朝霧	9戸	朝霧南町4-1-59	955-7911
	シルバーハウスはやしの南	18戸	林2-7-16	927-8666
	WARAiBA 明石	42戸	魚住町清水2151-1	945-3101
	パール明石	39戸	魚住町西岡842-4	948-5936
	菜の花	28戸	大久保町大窪1619-1	939-6113

学習・生きがい

事業名	内容	対象者及び要件	窓口
あかねカレッジ	<p>60歳以上の明石市民が入学できる学びの場です。</p> <p>【地域 de 活かすコース】 調べ学習や実践活動を通じて、地域の魅力や課題を探り、個人やグループで地域との関わり方や学びの活かし方を深めていきます。(毎年3月に募集)</p> <p>【科目別コース】 特定のテーマを1年かけて学ぶコースで、10学科(ボイス学科、アンサンプル学科、花づくり学科、野菜づくり学科、あかし地域学科、あかし自然環境学科、健康・スポーツ学科、広報・デザイン学科、サイエンス学科、ものづくり学科)を開講しています。(毎年3月に募集)</p> <p>【ライトコース】 市内13か所の中学校区コミュニティ・センターで通年開講。 年間300以上の対象講座(健康、歴史、ものづくりなど)から好きなものを自由に選択して学ぶことが出来ます。年度途中からの入学も可能なので、「学びたい」と思った時から始められます。</p>	<p>60歳以上の明石市民</p> <p>科目別コース:学科ごとの定員あり</p> <p>ライトコース:入学定員なし(ただし講座ごとの定員あり)</p>	<p>あかねカレッジ コーディネートセンター TEL(918)5415</p>
兵庫県いなみ野学園	<p>高齢者が生涯学習を通して教養を高め、仲間づくりの輪を広げ、地域社会に貢献できるよう、総合的・体系的な学習機会を提供します。</p> <p>大学講座(4年制:園芸学科、健康づくり学科、文化学科、陶芸学科)</p> <p>大学院講座(2年制:地域づくり研究科)</p>	<p>大 学:兵庫県内在住の概ね56歳以上の方</p> <p>大学院:特に学習及び地域活動に意欲のある方</p>	<p>兵庫県いなみ野学園 TEL 079(424)3342</p>
ボランティア養成講座	<p>障がいのある方や高齢の方等の支援、余暇活動の支援など様々な分野のボランティア養成講座を開催しています。(詳細は明石市社会福祉協議会ホームページをご覧ください。)</p>	<p>ボランティアに関心のある方</p>	<p>社会福祉協議会 TEL(924)9105</p>
シルバー人材センター	<p>高齢者の就業機会の提供と生きがいづくりを目的として、登録会員に適した臨時的かつ短期的または軽易な業務の仕事を提供します。</p>	<p>60歳以上の方</p>	<p>シルバー人材センター TEL(922)5000</p>

明石市立ふれあいの里

施設名	所在地	電話
中崎	中崎1丁目2-22	913-6200
大久保	大久保町大窪3423	936-5048

施設名	所在地	電話
魚住	魚住町西岡367-4	947-1202
二見	二見町西二見605-1	943-4001

開館時間 9:00~17:00

休館日 第4日曜日、年末年始

自主事業内容		対象者及び要件	窓口
健康体操・健康相談	高齢者の健康の増進、介護予防のための体操や、健康・栄養に関する相談等を実施します。	子どもから高齢者までご利用いただけます。 事業によっては年齢制限がありますので、施設にご確認ください。	ふれあいの里
趣味講座の開催	ヨガ・太極拳等趣味講座を開催しています。 開催内容については「広報あかし」等でお知らせします。		
レクリエーション	囲碁・将棋等の娯楽設備や図書コーナーを設置しています。		
貸室	ボランティア活動、研修、講演会、諸会合等のための場の提供をしています。		

医療・検診

事業名	内容	対象者及び要件	窓口
後期高齢者医療制度 又は国民健康保険による 給付	医療機関の窓口で「後期高齢者医療被保険者証」又は「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を提示した場合の一部負担金の割合 ・後期高齢者医療制度 総医療費の1割または2割または3割 ・国民健康保険 総医療費の2割または3割 ※同じ月内の医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合、超えた額が高額療養費として支給されます。 ・入院時の食事療養費 1食460円 ※住民税非課税世帯等に対する減額制度があります。	後期高齢者医療制度加入者 ・75歳以上 ・65歳~74歳で一定以上の障害がある方	長寿医療課 <後期高齢者保険係> TEL(918)5165
		国民健康保険高齢受給者証対象者 ・70歳~74歳の国民健康保険加入者	国民健康保険課 TEL(918)5021

医療・検診

事業名	内容	対象者及び要件	窓口
高齢重度障害者医療費の助成	後期高齢者医療制度に加入している重度の障害のある方が、病気やケガで医療機関にかかった場合、自己負担額の一部を市が助成する制度です。	後期高齢者医療制度加入者で身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B1又は精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する方(所得制限あり)	長寿医療課 <高齢者医療係> TEL(918)5026
高齢期移行者医療費の助成	健康保険証を使って医療機関にかかった場合、自己負担額が医療費の2割になるよう市が助成する制度です。 また1か月の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合は、申請により超えた分を高額療養費として支給します。	65歳～69歳の市民税非課税世帯で、本人の前年の公的年金収入と他の所得の合計が80万円以下の方(年齢・所得等によっては要介護2以上が必要)	
肝炎精密検査費の助成	肝炎ウイルス陽性の方の初回精密検査費・定期検査費用の自己負担分の一部を助成する制度です。	①初回精密または定期検査として兵庫県が認める検査を受けられた方 ②健康保険に加入している方でB型・C型肝炎ウイルス陽性と判定されており、各要件を満たす方 ③市が実施するフォローアップに同意する方	あかし保健所 <保健予防課> TEL(918)5668
肝炎治療費の助成	インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療を受けている方に対し、自己負担分の一部を公費で負担します。	健康保険に加入している方で、医師によりB型・C型肝炎ウイルス性肝炎と診断され、認定基準を満たす方	
肝がん・重度肝硬変医療費の助成	B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変の方の医療費用の自己負担分の一部を助成する制度です。	B型・C型肝炎ウイルスを原因とする肝がん又は重度肝硬変の治療を受ける方のうち、健康保険に加入し、認定基準を満たす方	
高齢者インフルエンザ予防接種	市指定医療機関において個人負担金 1,500 円で1回受けることができます。(実施期間等は担当課に確認してください。)	・65歳以上の方 ・60歳以上65歳未満で心臓・腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定める方	

医療・検診

事業名	内容	対象者及び要件	窓口
高齢者肺炎球菌予防接種 (定期接種)	市指定医療機関において個人負担金 4,000 円で受けることができます。(通年) 生涯に1回のみ対象となります。	これまで肺炎球菌予防接種を受けたことがなく下記に該当する方 ・満 65 歳の方 (市から案内を送付します) ・60歳以上65歳未満で心臓・腎臓、若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定める方 (事前申請要)	あかし保健所 <保健予防課> TEL(918)5668
高齢者肺炎球菌ワクチン 再接種費用助成	定期接種は生涯1回ですが、基礎疾患等で肺炎による重症化のリスクが高い方を対象に再接種に要する費用の一部もしくは全部の助成をします。	65歳以上で①②いずれも該当する方 ①前回の接種から5年以上経過している方 ②疾病等により医師が肺炎球菌ワクチンの再接種を必要認めた方	
後期高齢者健康診査	生活習慣病の早期発見、フレイル予防のための健康診査を実施します。	後期高齢者医療制度加入の明石市民	
後期高齢者歯科健康診査	口腔機能の低下や肺炎等の予防のための歯科健診と歯科保健相談、噛むことや飲み込み機能のチェックを実施します。	後期高齢者医療制度加入の明石市民	
がん検診	健康の保持を目的として大腸・肺・胃・乳・子宮のがん検診を実施します。 ※胃の検診は、採血による検査(胃がんリスク検診)で、受診者の負担の少ない検診を実施しています。	実施年度末40歳以上の市民(乳がん検診は2年度に1回、40歳以上の女性のみ、子宮がん検診は2年度に1回、20歳以上の女性のみ) ※胃がんリスク検診は5年度に1回(過去に要精密検査となった人を除く)	
肝炎ウイルス検診	採血を行い、C型肝炎及びB型肝炎に感染しているかを調べます。	実施年度末40歳以上の市民(ただし、一度受診した方を除く)	
歯周病検診	歯周病を早期に発見し、歯の喪失の防止や予防を目的とした歯周病検診を実施します。	実施年度4月1日時点、満40歳・50歳・60歳・70歳の方	
特定健康診査	生活習慣病予防のため、メタボリックシンドロームに着目した健康診査を実施します。	実施年度末40歳以上の国民健康保険加入者	

医療・検診

事業名	内容	対象者及び要件	窓口
特定医療費(指定難病)の公費負担	国・県が指定した難病の治療を受けている方に対し、医療費の一部を公費で負担します。	指定難病を患っており重症度が一定程度以上の方	あかし保健所 <健康推進課> TEL(918)5657
難病に関する療養相談	難病で療養されている方やその家族に対して、療養生活・医療等について保健師等が電話相談、所内相談、訪問指導等を行います。	難病で療養中の患者及び家族の方	あかし保健所 <相談支援課> TEL(918)5669

健康・各種相談

事業名	内容	対象者及び要件	窓口
介護予防出前講座 (明日も元気！ シニアライフ応援講座)	地域の団体やグループからの要請内容に応じて、介護予防講座を実施します。 講座内容:フレイル予防や介護予防について、認知症の話、肩こり、腰痛、膝痛予防の体操(骨コツ筋トレ体操)の実技、お口の話、食生活の話などから選べます。	概ね65歳以上の方	地域共生社会室 <地域総合支援担当> TEL(918)5289
オンライン版 元気アップ体操教室	ご自宅にしながらパソコン・タブレット・スマートフォン等(インターネットにつながっているもの)を利用して参加できる介護予防講座を実施します。開催日時については、広報等でお知らせします。		
自主グループ活動支援 (住民運営の体操を中心とした活動の応援)	定期的な体操の実施を目指すグループに、リハビリテーション専門職等を派遣し、そのグループにあった運動の指導と、グループで活動を継続していくことのお手伝いをします。		
介護予防体操の紹介 (動画教材のダビングサービス)	運動の経験や目的に応じた色々な体操(骨コツ筋トレ体操)の動画教材をお手持ちのDVD-Rにダビングすることができます。	市民	

健康・各種相談

事業名	内容	対象者及び要件	窓口
総合福祉センター 温水プール	市内在住の高齢者が、健康維持及び増進のために無料でプールを利用できます。また、水中で効果的に運動ができるように、水中ウォーキング教室を月1回(原則第2木曜日)、水中リズム運動を年6回(5月、7月、9月、11月、1月、3月の第1木曜日)、スイミング教室を月2回(原則第3、4木曜日)実施しています。(事前に登録と予約が必要です。)	60歳以上の方	市立総合福祉センター TEL(918)5660
健康相談	保健師が血圧測定や健康に関する相談を行います。 あかし保健所3階 毎週月曜日～金曜日(祝日除く) 9:30～16:00 1人30分程度	市民 ※1週間前までに要予約	あかし保健所 <健康推進課> TEL(918)5657
禁煙相談	保健師がタバコや禁煙に関する相談を行います。 あかし保健所3階 毎週月曜日～金曜日(祝日除く) 9:30～16:00 1人30分程度		
栄養相談	栄養士が食生活や栄養に関する相談を行います。 あかし保健所3階 毎週月曜日～金曜日(祝日除く) 9:30～16:00 1人30分程度		
歯科保健相談	歯科衛生士が歯やお口の健康に関する相談を行います。 あかし保健所3階 毎週月曜日～金曜日(祝日除く) 9:30～16:00 1人30分程度		
地域での健康教室	地域の団体やグループからの希望内容に応じ、健康づくりに関する出前講座を実施します。	市民(10名以上の団体・グループ) ※希望日の1か月前までに(調理実習の場合は2か月前)申し込みが必要	

健康・各種相談

事業名	内容	対象者及び要件	窓口
こころのケア相談	保健師・精神保健福祉士等による個別相談を行います。 面接は予約制のため、TELにてお問い合わせください。	こころの病や悩みでお困りの市民や家族 (関係者の相談も可)	あかし保健所 <相談支援課> TEL(918)5669
アルコールに関する相談	保健師・精神保健福祉士等による個別相談を行います。 必要に応じ、当事者団体(断酒会)による個別相談を行います。 面接は予約制のため、TELにてお問い合わせください。	アルコール問題でお困りの市民や家族 (関係者の相談も可)	
依存症相談	保健師・精神保健福祉士等による個別相談を行います。 必要に応じ、依存症支援団体による個別相談を行います。 面接は予約制のため、TELにてお問い合わせください。	薬物やギャンブルなど依存症でお困りの市民や家族 (関係者の相談も可)	
法律専門相談	弁護士、司法書士の法律職が面談で成年後見、相続遺言、終活・死後事務などの権利擁護に関する来所相談に応じます。(要予約、1人1回まで、相談時間は45分程度) ①成年後見、財産管理、遺言などの権利擁護に関する相談 毎週木曜日(第5週は除く)13:30~15:30 司法書士相談 第1・3木曜日 弁護士相談 第2・4木曜日 ②終活に関する相談 第1・2・3火曜日 13:30~15:30 司法書士相談 第1・3火曜日 弁護士相談 第2火曜日	市内在住の高齢者等またはその家族及び関係者	明石市 後見支援センター TEL(924)9151
精神保健相談	専門医師と保健師、ケースワーカー等が訪問し、相談や保健福祉サービスの紹介を行います。	認知症又は認知症の疑いのある方	高齢者総合支援室 <高年福祉担当> 高年福祉係

ボランティアによる活動

事業名	内容	対象者及び要件	窓口
ボランティアの相談調整	ボランティアを必要とする人から依頼内容を確認して調整を行います。	市民	社会福祉協議会 TEL(924)9105
ケアサロン運営 (介護ボランティアたんぼぼ)	介護者の負担軽減を目的として、在宅の認知症高齢者やその他介護を要する高齢者が日中を楽しく過ごせるように、ボランティアとレクリエーション等を行います。 食事・おやつ代600円 月2回(原則第1・3木曜日) 10:00~15:00	認知症高齢者やその他介護を必要とする方	
サロン	参加者同士の交流、閉じこもり防止や生きがいづくりを目的として、集会所等身近な所で開設しているサロンで、ボランティアと楽しい時間を過ごします。	(サロンのある地域の)高齢者	
シニア活動応援事業	元気な高齢者などの地域住民が自主的に運営し、高齢者等の居場所や地域貢献等を行う場(ふれあいの居場所)を提供する取組に対し、その経費の一部を補助します。	ふれあいの居場所を新たに運営する又は既に運営している地域の住民又は団体	地域共生社会室 <共生社会づくり担当> TEL(918)5292

高齢者介護職就労支援

事業名	内容	対象者及び要件	窓口
高齢者の介護職就職奨励給付金の交付	介護職資格を持つ65歳以上の方が市内の福祉サービス事業所(介護・障害)に就職した時(訪問サービス事業所の場合は60歳以上)、または市内の福祉サービス事業所に勤務している65歳以上の方(訪問サービス事業所の場合は60歳以上)が初めて介護職資格を取得した時に奨励金を交付します。(2万円)	市内の福祉サービス事業所(介護・障害)で勤務しており、かつ、勤務開始日から起算して3月以上経過していること、など。	施設人材育成課 TEL(918)5262

年金・税

事業名	内容	対象者及び要件	窓口
退職共済年金 老齢厚生年金	老齢基礎年金の受給資格を満たしている方に、掛け金に応じた額が支給されます。	65歳以上の方 (60歳より特別支給あり)	各共済組合 年金事務所
老齢基礎年金	保険料を納めた期間と免除された期間及び合算対象期間を合わせて10年以上ある方に支給されます。	65歳以上の方 (60歳より繰り上げ請求可)	国民健康保険課 <国民年金係> TEL(918)5070
老齢福祉年金	国民年金が発足した当時すでに高齢に達していたため、拠出制年金に加入できなかった方、または加入を要しなかった方に支給されます。	明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、又は大正5年(1916年)4月1日までに生まれた方で一定の要件を満たしている方	
高齢者特別給付金	国民年金が発足した当時すでに高齢に達していたため、老齢基礎年金等に加入できなかった方、または加入を要しなかった方に支給されます。	大正15年(1926年)4月1日以前に生まれた外国人高齢者等で一定の要件を満たしている方	高齢者総合支援室 <高年福祉担当> いきいき係
障害者控除認定	身体障害者等に準ずる者として市長が認めた高齢者又はその扶養者に障害者控除対象者認定書が交付されます。	精神又は身体に障害のある65歳以上の方で要介護認定を受けており市長が認める方	高齢者総合支援室 <高年福祉担当> 高年福祉係
寝たきり要介護者の おむつ代の医療費控除	6か月以上ねたきりで医師におむつの必要性を認められた人のおむつ代は確定申告の際、医療費控除の対象となります。申告には医師の「おむつ使用証明書」が必要ですが、それに代わる書類を市が発行できる場合があります。	要介護認定を受けており、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、医師の同意があるなど、一定の要件を満たしている方	高齢者総合支援室 <介護認定担当>